

## ポーランドにおける“folwark”の 労働力構成

杉原 哲彦

生産手段(資本)と自由な労働の分離は資本主義社会の本質的前提であるが、その両者が分離でしかも一方が不自由な労働であるような諸社会のうちで賦役農場制 *folwark pańszczyzniany* が支配的なポーランドの一六—八世紀社会はいかなる構造的特質をもつか。この社会の社会的経済的構造連関を解明するには種々の社会規定的契機をそれらの相互連関のもとに総括する必要がある。(前稿参照)<sup>(1)</sup>

*folwark* 経営が成立するための内的前提たる経営地と労働力の獲得問題のうち前者について前稿で考察した。本稿では *folwark* の労働力構成について主にそれが賦役農場制として成立する一六世紀後半期を考察する。

*folwark* はその労働力構成に限っても所有者の所領の種類と規模により相異が著しい。さらに *folwark* が市場向けの商品穀物生産を目指して形成されそのことに条件づけられているこ

と関連してその労働力構成は地域的相違を示す。それ故、*folwark* の労働力構成を一般論として展開することはできない。そこで、一六世紀後半期のポーランド農村 *wies* の六〇%を所有していた中・小の *szlachta* 所有の *folwark* の労働力構成についてその平均的な像をまず描き、そのあとにその歴史的位臚づけをする。次に大所領の *folwark* やバルト海近辺の *folwark* について簡単に言及する。

### 二

中・小の *szlachta* といっても数分の一—数村所有の *szlachta* が入り一六—七世紀の一般的傾向としては二村以下所有が圧倒的に多かった。勿論所領規模にも地域的相違がある。ここで中・小の *szlachta* とする場合、自己の *folwark* の経営において *kmiec* と *zagrodnik* の賦役だけでは労働力がかなり不足する労働力構成をもち *folwark* 所有者をさす。A. Wykazanski は一—二村所有の *szlachta* を平均的な中・小 *szlachta* とし、その *folwark* を分析して<sup>(2)</sup>。

*folwark* の労働力は賦役 *pańszczyzna* と雇傭労働 *praca najemna* から構成されていた。各々の量的比重と *folwark* 経営におけるその意味を考察しよう。

土地領主としての *szlachta* の農民に対する関係は土地支配、人身支配、裁判支配と被支配の関係である。それは一五—六世紀に個別領主とその農民間の力関係により、領主連合によって社会的権力を獲得した *szlachta* の構成する身分代表制議会の

法令の執行により形成されてきたものである。その際、szlachtaの土地所有に対して農民の土地保有が対応し、その関係はszlachtaへの農民の賦役と貢租が対応したがそれは個々の農民「人」に対してではなく「土地」に対して課されたことに注意する必要がある。勿論、個々の領主はその農民に対して常に「土地」を媒介として支配したわけではなく、土地領主で農村の企業家たるszlachtaは農民を自己の経営の労働力として最大限利用しようとした<sup>(4)</sup>。だが、folwarkの労働力の源泉として農民を利用しようとしても小szlachtaには限界があった。folwark経営地のワンhan(三〇キルゲン)数に対応する農民経営ワン総数が相対的に小さく農民から最大限(農民経営そのものが存立不可能になる)の賦役をとりえても労働力が不足するのが一般的傾向であった<sup>(5)</sup>。

農民からの賦役徴収が単に農民の労働力提供ではなく、それが畜耕賦役<sup>(6)</sup>であったため、賦役だけでは労働力が不足するfolwarkでは数頭の牛・馬と農具を備える必要があった。

kmiećからの畜耕賦役の他に小さな土地片をもつ小屋住み農民zagrodnikの手耕賦役もfolwarkの労働力としてある一定の役割を果たした。この形態の賦役は畜役に比べて相対的に軽いものであった。通常kmiećから畜役の代りに手役が要求された場合には一番役に二手役に代置された。zagrodnikの賦役はこの階層が一六世紀にまだ量的に少なかつたためfolwarkの労働力構成上大きな比重をもたなかつた。しかし、この階層や他の小土地・無保有農民は絶えず増加傾向にあり、十七世紀前

半にはこれらの階層は農村人口の三分の一に達し<sup>(7)</sup>、その後も増加しつづけるfolwarkの労働力構成にとつてのみならずfolwarkの構造そのものにある転換をもたらす。

中・小のszlachtaは自己のfolwarkに耕作動物と農具を備え、労働力の不足分を年奉公労働と季節雇傭労働によって補った。前者はfolwarkの監督・管理を行う通常一人の奉公人(włodarze, woźci, dworci など)・非熟練奉公人(chłopy, dziewczęta, parobcy, dziewczki)・熟練奉公人(ogrodnicy, mielarze, owczarze, skolarze, formale, rataje, służba domowa, itd.)からなっており<sup>(8)</sup>、A. Wyczańskiの分析によれば一―二村所有szlachtaのfolwarkは七―八人の年奉公人を雇っていた。後者は自由な雇傭労働(いわゆるludzie luzni<sup>(9)</sup>)の労働)と半強制的・強制的雇傭労働(小土地・無保有農民pod-danyで通常komornicyとchałupnicy、まれにzagrodnicy)が構成した。前者は中・小のszlachtaのfolwark経営にとり欠くことのできない存在で、kmiećとzagrodnikの賦役労働力と同様にfolwarkの労働力構成上大きな比重を占めた。また、この階層は監督・管理人を除き身分上は農民の最下層にあたり家内奴隸的色彩をもっている。後者は収穫期(刈入と脱穀)に賦役労働と前者を補うものでszlachtaはこの労働力の獲得に大いに気をくばった。一四九六年のkonsytlucja piotrko-wskaの条項にみられるごとくszlachtaは身分代表制議会の法令により都市miastによるludzie luzniの雇傭を制限し、収穫期の全的な労働力不足からくる労賃の上昇を防ごうとした

(領主優先雇傭權)。又、poddany が外国(11)にシスカと Prusへ収獲期に季節労働にでかけることを禁止した。

40) 中・小 szlachta の folwark における労働力構成に於ける賦役労働と年期奉公人・季節雇傭人の労働の比重をみた上、folwark の構造を一面的であれ規定しよう。賦役が週一日・二日・三日と増加しそれが限界日数に達したとしても folwark が folwark pańszczytniany に転換したとは必ずしも言えない。各々の形態の労働力日数を割出し、全体に対するパーセントをだし、それに基づき folwark の労働力構成の何たるかを規定することは理論上可能であり、実際に A. Wyczański によりパーセントをだすまではせられて(12)いる。彼のように賦役日数と雇傭労働日数を概算し、両者のパーセントをだしてみても——かりにその数字が中・小 szlachta の平均的 folwark の労働力構成を反映していたとしても——どれだけの意味をもちうるであろうか。賦役は全くの不払労働であり全的に剰余価値を生む労働である。ところが、雇傭労働(年期奉公人の労働もふくめて)が強制労働もしくは家内奴隷的労働であったとしても全的に不払労働ではなく何らかの形で反対給付があり、したがって全的に剰余価値を生みださない。このことを考慮した上で A. Wyczański の算定を再評価するなら賦役労働力がパーセントの数字以上の重みをもっていると言える。

この節の最後に中・小 szlachta の所領における folwark 経営と農民経営及び農民諸階層の歴史的趨勢の中に一六世紀後半の folwark を簡単に位置づけてみよう。

一七世紀半まで szlachta 所領の絶対数が増加するが(一〇—二〇%)、所有村数にはほとんど変化がない——所領規模の縮小化傾向。ところが一七世紀半のスウェーデン侵入と北方戦争により大きな変化が起り、一村以下所有の szlachta drobna の所領分解と一村以上所有の中 szlachta 所領の圧倒的優勢が進行する(13)。農民階層については、時代が下るにつれて土地保有農はその経営地を縮小し kmiec の農民諸階層の中でしめる比率の低下が起る。この傾向は一七世紀半を境にその速度を早める。一般的傾向としてそれまで kmiec の経営規模が小さかった Mazowsze や東部大ポーランドではその規模はますます小さくなるが——四分の一ワン前後——、他の階層 zagrodnik, komornik, chatupnik はあまり増加しない——十数%をしめる(14)。ところが、小ポーランドや西部大ポーランドでは kmiec が減少し、それに反して他の階層は急激に増加し kmiec より量的に多くなる場合さえ起った(勿論、これは割合であって kmiec の絶対数が減少したとはかならずしもいえない)。この地域でも農民経営の規模の縮小化がみられ、スウェーデン侵入前に kmiec 経営が平均〇・四一ワンであったのが戦後〇・二七ワンに縮小した(15)。

以上のような傾向の中で folwark の労働力構成は基本的に一六世紀後半のそれと大きな変化はみられない。ただ零細農民が基本的階層となり二分の一ワン単位の賦役徴収が一般化する。両戦争による農村の荒廃と人口の減少は folwark に打撃を与えずにはいなかった。szlachta は農民経営の生産力を回復させ

る方向へではなしに賦役の強化によって folwark の再建を進めた。二分の一ワンにつき一週三日の畜役もしくは六日の手役が農民に課された<sup>(16)</sup>。賦役は folwark の労働力構成上基本的要素であり、年期奉公人の労働も一六世紀後半と変らぬ重要性をしいめた。季節労働力として Indzie Iuzni が雇傭されたが、一八世紀にはその他に季節的移民労働者—南部小ポーランドから Wisla 河沿岸や東部大ポーランドの folwark<sup>(17)</sup>、又 Mazowsze から Pomorze の folwark へ—が雇傭された。農民経営の生産力、社会全体の生産諸力は下行線をたどるか、せいぜい平行線にあっては過ぎない。このような歴史的趨勢の中に一六世紀後半の中・小 szlachta の folwark をみるなら、それは一七世紀後半および一八世紀の folwark の構造的特質をほぼ備えているといえる。szlachta は直接生産者たる農民の総労働の可除部分を外的強制により最大限に収奪しようとする。そして、szlachta の社会的・経済的権力により直接生産者自身が自由にしうる労働部分の生産性を上げる余裕を全く与えないように生産様式が方向づけられたことを一六—一八世紀の folwark の労働力構成の趨勢は物語っている。

## 三

一六世紀後半における大所領(聖界領、王領、magnat 所領)の folwark の労働力はほとんど kmiec と zagrodnik の賦役によってまかなわれた。大所領では通常二—三村に 1 folwark の割合で所領が構成されていた。folwark の規模は中・小の

szlachta のそれより大きかったが、folwark 経営地が kmiec や zagrodnik の保有地に比べて相対的に小さく、又村落規模が大きかったので、ほとんどの folwark は賦役労働力を十分に利用しえ、それ故自己の folwark に家畜や農具を備える必要はなかった。ただ、各村の農民から賦役徴収のための監督人たる szubba wiejska が存在した。彼らは富裕な kmiec の中から選ばれ、又かつての soltys も同じような役割を果す管理人に替えられた。賦役だけでは労働力が不足する folwark では ractaje (三—四頭の牛・馬と二つの犁 plugi を持つ) が保持された<sup>(19)</sup>。

一六世紀後半の大所領における folwark は名実ともに folwark pańszczyźniany であった。一七世紀半以降の folwark の労働力構成においては零細農民のしめる比重がきわめて大くなる<sup>(20)</sup>。

西ヨーロッパの穀物需要に対応する上で最も有利な地理的地位にある Prus Królewski では、賦役がほとんどみられず folwark の労働力構成において一定量のゲズインデ czeladz の雇傭労働力と季節雇傭労働力が支配的労働力形態であった。この地域は一四六六年の「トルンの平和」によりポーランドへ騎士団国家から併合されたため、王領が多かった。wies の folwark の関係において特徴的なことは、folwark の占める割合が低いことである。農民経営の規模(二—四ワン)は大きく商品穀物生産を行った。それ故、地代は賦役よりも貨幣地代が一般的であった。J. Rutkowski の研究によると、主に一五六四—五年

Prus Królewski の王領に関する Lustracja から読みとれる folwark の労働力構成は、ほとんどの folwark が自己の家畜と農具を備え、それに一定量の czeladź (ogrodnik や小土地・無保育農民) を雇傭し、収穫期には季節労働者を雇傭した<sup>(23)</sup>。それ故、この地域の folwark は folwark najemny と呼ばれる労働力構成をもった。しかし、これは、この地域においてたゞ社会規定的な生産形態ではなく、少なくとも一六世紀において農民経営はその耕地面積と生産力からみて、folwark najemny に十分に対抗しうる存在であった。

以上簡単にはあるが一六世紀後半における folwark の労働力構成を考察した。folwark の労働力ことに賦役の問題は二方面から追究すべきである。すなわち、農民の側と folwark 経営の側から。本稿は主に後者の側面からの追究であるが、前者の側からの究明を待つて始めて folwark の位置づけが真に可能になると考える。

- (1) 拙稿「ポーランドにおける“folwark”の形成について」一橋論叢第六〇巻、一号参照。
- (2) Wielunski 地域では一六世紀半に szlachta が全体の七一%の農村を所有し、そのうち一村以下所有の szlachta drobna が szlachta 所有農村の三四%を、szlachta średniozami が五一%を所有。W. Szczygielski, *Produkcja rolnicza gospodarstwa folwarcznego w Wielunskim od 16 do 18 wieku*, Kódz, 1963, s. 15, 23.  
東部大ポーランドの województwo łeczycki では一六

世紀後半に szlachta が全体の八三%の農村を所有し、そのうち一村以下所有の szlachta が szlachta 所有村の四五%を、一村所有の szlachta が三四%を、二村以上所有の szlachta が二〇%の農村を所有。この地域はポーランドにきつて最も小 szlachta が多かった。B. Baranowski, *Gospodarstwo chłopskie i folwarczne we wsio-dziej Wielkopolsce w 18 w*, Warszawa, 1958, s. 21-2.

小ポーランドと西部大ポーランドでは中位の szlachta (一一四村所有、ことに一村所有が多い) が全体の六〇%、六六%の農村を所有した。Mazowsze では東部大ポーランドと同じように小 szlachta が最も szlachta zagrodowa が多数をしめた。P. A. N. I. H., *Historia Polski*, T. 1, cz. 2, Warszawa, 1957, s. 103.

(3) A. Wyczański, *Studia nad folwarkiem szlacheckim w Polsce w latach 1500-1580*, Warszawa, 1960.

(4) このポーランドにおける賦役 pańszczyzna の増大過程を概観しておこう。賦役は個別領主対その支配農民の力関係によって、又、身分制議会 (sejmiki, sejm) の法令の圧力により増大する。folwark が一四世紀末からすでに商品穀物生産をかなり大規模に展開した聖界所領ことに修道院所領では、すでに一五世紀中に賦役労働力が重要な意味をもった。このことは週賦役又は定地賦役 jutrzynny の形態をとって Długosz によれば、一五世紀半に教会の folwark に従属した二七五村のうちの一五五村では年間数日の

賦役が、一三四村で週一日、六四村で週二日、二七村で週三日の賦役が *kmieć* から徴収された。*Historia Polski*, s. 90.

週賦役を規定した法令や決定として初めは地域単位の法令 (*Statut Ks. mazowiecki Janusza 1 z r. 1421*, *Statut ziemni chełmskiej z r. 1477*, *Postanowienie sejmiku dla ziemni Wielutskiej z r. 1518*) を週一日 (1 *han kmiecy*) の賦役を規定したが、*マンンのサイムの法令* (*Postanowienie sejmu torunskiego z r. 1520*) は、最初で最後のポーランド全土に効力をもち法令 (賦役規定) で、全土の農村の *kmieć* に週一日の賦役を義務付けている。この法令の意義について従来から次のごとく主張されている。すでに週一日以上の賦役が一般化していた *szlachta* 所領や修道院所領から週賦役がまだ一般化していない良好な生活のできる王領へ *kmieć* が逃亡することを阻止することを目的とした法令である。A. Wyczański はこの側面その他別の側面を指摘している。王領を *starostwo* を *dzierżawa* の形で保有していた *magnat* は、王領の *kmieć* に対して勝手に自己の所領のように実力でもって賦役を増加しえなかった。そのためには国王からの特許状 *przywileje wlasne* が必要とされた。それ故、この法令は特許状の役割を果し、王領を経営する *magnat* にとって賦役増加への一つのステップとなりえた。この意味でこの法令は *magnat* の利害の反映とみれる。A. Wyczański, *op. cit.* s. 101-6.

一六世紀前半に一一二日の週賦役が一般化し、後半には二一四日の週賦役が、一七世紀半には四一六日 (*Janowce*) 至三二四日 (*Pólanowce*) の週賦役が一般化する。*Historia Polski*, s. 430.

(5) A. Wyczański の算定するところによれば、一五五一—一五八〇年の中位の *szlachta* 所領は七—八ツンで、そのうち四〇%—五〇%が *folwark* の経営地で、五〇—六〇%が *kmieć* の経営地であった。A. Wyczański, *op. cit.* s. 113.

*szlachta* 所領の規模が非常に小さくしかる *folwark* の経営地が農民保有地に対して相対的に大きいことを注意する必要がある。

(6) *kmieć* にとってこの形態の賦役は単に労働力の提供のみならず、自己の保有地の耕作に必要な耕作動物 (牛・馬)、農具の提供をも意味した。二重の意味で農民経営は制限されたわけである。それ故、*kmieć* にとって唯一の逃げ道は、家畜 (牛・馬) と農具を二倍もつことであつた。しかしそのことは富裕な農民にのみ可能なことであつた。

(7) *Historia Polski*, s. 426-7.

(8) W. Rusiński, *Rozwój gospodarzcy ziem Polskich*, Warszawa, 1963, s. 84-6.

(9) A. Wyczański, *op. cit.* s. 131-2.

(10) いかなる土地をも保有せず、領主に人格的に従属もしつゝな階層で、一五—一八世紀に最も多く存在した。一五

世紀には事実上自由であったが、一六世紀には土地に結びつけられ、賦役農場制経済における労働力として利用された。Mały słownik historii Polski, Warszawa, 1964, s. 175.

- (11) Z. Kaczmarczyk, *Historia Państwa i Prawa Polski*, T. 2, Warszawa, 1966, s. 52-3.; *Historia Polski*, s. 92-3.  
(12)

Region	賦役日数	雇傭労働日数	合計
Małopolska	1810(39,7%)	2750(60,3%)	4560
Mazowsze	2028(48,5%)	2153(51,5%)	4181
Wielkopolska wsch.	1404(35,6%)	2541(64,4%)	3945
Wielkopolska zach.	1372(33,7%)	2703(66,3%)	4075
4 regiony	1716(41,2%)	2444(58,8%)	4160

賦役日数は畜役日数の二倍に手役日数を加えた数。雇傭労働日数は年期奉公労働日数と季節労働日数を加えた数。A. Wyczański, op. cit. s. 137.

- (13) W. Szczygielski, op. cit. s. 39-47; B. Baranowski, op. cit. s. 21.  
(14) S. Arnord (Red.), *Zarys historii gospodarstwa wiejskiej w Polsce*, T. 2, Warszawa, 1964, s. 80; B. Baranowski, op. cit. s. 54.

- (15) Zarys, s. 81; *Historia Polski*, s. 628; J. Rutkowski, *Studia nad położeniem włości w Polsce w 18 w., Ekonomista*, 1914, 1, 2, 3, *Studia z dziejów wsi Polskiej 16-18 w.*, Warszawa, 1956, s. 202.

- (16) Zarys, s. 95.  
(17) Ibid., s. 106.  
(18) ニニホスノ大同郷区の場合をよめる。

miast(A)	wieś(B)	A+B	folwark
14	372	386	118
13	426	439	132

J. Topolski, *Rozwój latyfundiów arcybiskupstwa gnieźnieńskiego od 16 do 18 w.*, Poznań, 1955, s. 137-9.  
Mazowsze の田圃の増減の状況。A. Wawrzyński, *Gospodarstwo chłopskie na Mazowszu w 16 i początkach 17 w.*, Warszawa, 1962, s. 9.

- (19) W. Rusiński, op. cit., s. 86.  
(20) J. Rutkowski, op. cit., s. 202, 205.  
(21) Województwo chełmiński 田圃の増減の状況。M. Biskup, *Rozmieszczenie własności ziemskiej województwa chełmińskiego i malborskiego w 2 połowie 16 w.*, Kódź, 1957, s. 23, 30.

(82) Rewizja Ekonomii Malborskiej z r. 1590, 1636 & 1682 J. Malborski の王領地大○の年代の農業の発展及び十數の放牧場 pastwisko 等々からなる研究。Źródła do dziejów ekonomii Malborskiej. T. 2, Toruń, 1960.

(83) J. Rutkowski, Pańszczyzna i praca najemna w organizacji folwarków królewskich w Prusach za Zygmunta Augusta, Roczniki Historyczne, 1928, 4. Studia z dziejów wsi Polskiej 16-18w., s. 110-111  
(一九六八・九・一五) (一橋大学大学院博士課程)